

第11回（通算56回）

公益社団法人 全国助産師教育協議会

定時社員総会議事

期 日：2020年6月13日（土）

会 場：全国助産師教育協議会 会議室

公益社団法人 全国助産師教育協議会

目 次

1. 第 11 回公益社団法人全国助産師教育協議会定時社員総会ご挨拶	1
2. 総会日程	2
3. 2019 年度-2020 年度年度 役員一覧	3
4. 地区別課程別正会員数	4
6. 2020 年度新規入会校等	5
7. 2019 年度事業活動報告	
1) 総務	6
2) 2019 年度第 10 回定時社員総会議事録	8
3) 2019 年度理事会報告	10
4) 委員会等報告	
①教育検討委員会（教育推進班・教育評価班）	15
②資格・専門能力委員会	16
③将来構想委員会	17
④組織強化委員会	18
⑤国際関連活動委員会	19
⑥社会貢献委員会	20
⑦広報委員会	21
⑧助産師教育研修研究センター運営委員会	22
5) 地区活動報告	
①北海道・東北地区	23
②関東甲信越地区	24
③東京地区	25
④中部地区	26
⑤近畿地区	27
⑥中国・四国地区	29
⑦九州・沖縄地区	31
6) 第 45 回全国助産師教育協議会全国研修会	32
8. 2020 年度事業計画書	33
9. 役員選挙管理規程改定	37
10. 公益社団法人全国助産師教育協議会定款	44

第 11 回 公益社団法人全国助産師教育協議会定時社員総会

会長挨拶

公益社団法人 全国助産師教育協議会
会長 村上 明美

向夏の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より助産師教育の質向上に精力的に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年度末より新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、本協議会の事業遂行もままならないままに新年度へと突入いたしました。地域によっては、いまだ感染が収束しておらず、また、感染の第2波、第3波の到来も懸念されております。

助産師教育におきましても、多くの学校でオンライン授業が開始される一方で、通信環境が未整備なままの学校もあると聞いています。また、本年度の助産学実習が延期、中止となり、学内でのシミュレーション教育の充実に精力的に取り組んでおられる学校も多いと推察いたします。まさに今、助産師教育のパラダイムシフトが我々に求められております。

そのような中で、本年度予定しておりました浜松医科大学での定時社員総会は、参加人数制限による3密（密閉・密集・密接）回避のため、会場を本協議会会議室（新宿区四谷）へ急遽変更しての開催となりました。

そのため、議決権を有する会員校代表者様（1 会員校につき 2 名）には、都道府県をまたいで移動自粛が強く要請されていること、ご自身の健康・安全を第一にお考えいただくことから、当日のご来場はお控えいただき「議決権行使書」によるご参加へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本協議会は、今後も会員の皆様に情報を発信し続け、共有しながら、助産師教育の質を担保するべく関連各所に働きかけてまいります。皆様との協力体制のもとで、国難ともいえる新型コロナウイルス感染を乗り切ってまいりましょう。次年度には、皆様と笑顔で直接お会いできることを心から願っております。

第 11 回（通算 56 回）公益社団法人全国助産師教育協議会定時社員総会日程

会場：全国助産師教育協議会 会議室

住所：〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7-9

四谷ニューマンション 203 号

2020 年 6 月 13 日（土）

10:00 受付開始

10:15 オリエンテーション

10:20 開会 挨拶 村上明美 会長

10:30 議長選出

10:40 <報告事項>

1. 2019 年度 事業

①2019 年度 委員会等活動報告

総務、教育検討委員会（教育推進・教育評価）、資格・専門能力委員会、将来構想委員会、組織強化委員会、国際関連活動委員会、社会貢献委員会、広報委員会、助産師教育研修研究センター運営委員会、

②2019 年度 地区別活動報告

③2019 年度 全国助産師教育協議会 全国研修会

2. 2020 年度 事業計画

3. 2020 年度 収支予算

4. その他

<決議事項>

1. 2019 年度 事業報告

2. 2019 年度 収支決算および監査報告

3. 役員選挙管理規程改定

11:40 閉会 挨拶 渡邊浩子 副会長

2019年度-2020年度 (公社) 全国助産師教育協議会役員一覧

	氏 名	所 属 機 関
代表理事 理事	村上 明美	神奈川県立保健福祉大学
	小川 久貴子	東京女子医科大学大学院
	久保田君枝	聖隷クリストファー大学助産学専攻科
	近藤 良子	日本赤十字社助産師学校
	鳥越 郁代	福岡県立大学大学院
	長島貴久代	母子保健研修センター助産師学校1年コース
	野口 純子	香川県立保健医療大学助産学専攻科
	正岡 経子	札幌医科大学専攻科助産学専攻
	渡邊 典子	新潟青陵大学
	渡邊 浩子	大阪大学大学院
監事	猿田 了子	日本赤十字秋田看護大学大学院
	武田江里子	浜松医科大学大学院

地区別課程別正会員数

地区	大学院	大学専攻科	大学別科	大学	短期大学専攻科	専修学校	合計
北海道・東北地区	4	2	1	8	0	4	19
関東甲信越地区	4	3	3	12	1	3	26
東京地区	6	4	0	4	0	3	17
中部地区	6	3	1	7	0	5	22
近畿地区	7	5	1	15	1	7	36
中国・四国地区	5	6	1	4	0	1	17
九州・沖縄地区	9	3	3	5	0	7	27
課 程 別	41	26	10	55	2	30	164

2020 年度 新規入会校等

1. 新規機関会員

中部地区

- 1) 石川県立看護大学大学院
- 2) 名古屋学芸大学別科助産専攻

近畿地区

- 1) 関西医科大学看護学部

中国・四国地区

- 1) 香川大学大学院

九州・沖縄地区

- 1) 第一薬価大学看護学部

2. 教育課程変更

北海道・東北地区

- 1) 札幌医科大学専攻科助産学専攻
(札幌医科大学助産学専攻科)

東京地区

- 1) 東京都立大学助産学専攻科
(首都大学東京助産学専攻科)

九州・沖縄地区

- 1) 宮崎県立看護大学別科助産専攻
(宮崎県立看護大学看護学部)
- 2) 佐賀県医療センター好生館看護学院
(佐賀県立総合看護学院)

3. 新規賛助会員

- 1) 東洋羽毛工業株式会社
- 2) あすか製薬株式会社

総務報告

○渡邊 典子（新潟青陵大学）

会員数 正会員 164 機関 個人会員 196 名 賛助会員 9 団体（2020 年 5 月 29 日現在）

1. 会議開催

2019 年度 社員総会 2019 年 6 月 8 日（土）

2019 年度 第 1 回臨時社員総会 2020 年 2 月 28 日（金）

2019 年度 理事会
第 1 回：2019 年 4 月 21 日（日）
第 2 回：2019 年 5 月 18 日（日）
第 3 回：2019 年 6 月 7 日（金）
第 4 回：2019 年 6 月 8 日（土）
第 5 回：2019 年 7 月 27 日（土）
第 6 回：2019 年 11 月 3 日（日）
第 7 回：2019 年 12 月 8 日（日）
第 8 回：2020 年 1 月 13 日（月・祝）

みなし決議に関する理事会 2020 年 2 月 28 日（金）
2020 年 3 月 19 日（木）

2019 年度 メール理事会
第 1 回：2019 年 4 月 1 日
第 2 回：2019 年 4 月 23 日
第 3 回：2019 年 4 月 25 日
第 4 回：2019 年 4 月 26 日
第 5 回：2019 年 8 月 17 日
第 6 回：2019 年 8 月 27 日
第 7 回：2019 年 8 月 30 日
第 8 回：2019 年 8 月 31 日
第 9 回：2019 年 9 月 20 日
第 10 回：2019 年 10 月 3 日
第 11 回：2019 年 10 月 11 日
第 12 回：2019 年 10 月 15 日
第 13 回：2019 年 11 月 13 日
第 14 回：2019 年 11 月 15 日
第 15 回：2019 年 12 月 13 日
第 16 回：2020 年 2 月 3 日
第 17 回：2020 年 2 月 8 日
第 18 回：2020 年 2 月 26 日
第 19 回：2020 年 2 月 28 日
第 20 回：2020 年 3 月 3 日

2019 年度 地区長会

2020 年 1 月 13 日（月・祝）

2. 要望書等の提出

- 1) 平成 31 年 4 月 12 日 自由民主党看護問題対策議員連盟会長へ要望書を提出
- 2) 平成 31 年 4 月 12 日 厚生労働大臣へ要望書を提出
- 3) 平成 31 年 4 月 12 日 文部科学大臣へ要望書を提出
- 4) 2019 年 8 月 20 日 自由民主党看護問題小委員会委員長へ要望書を提出
- 5) 2019 年 12 月 25 日 厚生労働大臣へ要望書を提出
- 6) 2019 年 12 月 25 日 文部科学大臣へ要望書を提出
- 7) 2020 年 2 月 21 日 厚生労働省医政局看護課看護課長へ第 103 回助産師国家試験分析報告書を提出

3. 他団体への会議出席等

- 1) 自由民主党看護問題対策議員連盟総会
- 2) 自民党「看護問題小委員会」
- 3) 「ひまわり褒章 2019」
- 4) シーナカリン賞授賞式
- 5) 日本看護協会「新年賀詞交歓会」
- 6) 日本助産実践能力推進協議会
- 7) 「健やか親子 21」総会・全国大会

社員総会議事録

1 総会の種類 第10回定時社員総会

1 招集年月日：2019年4月26日（金）

1 開催 日時：2019年6月8日（土）10:10～14:40

場所：大阪大学医学部保健学科 第1講義

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1-7

出席会員：会員総数 320 名中 312 名出席

（本人出席 238 名、書面出席 74 名）

1 出席理事：井村 真澄（議事録作成者）、大石 時子、久保田君枝、永橋 美幸、福島 裕子
正岡 経子、村上 明美、若井 和子、渡邊 典子、渡邊 浩子

1 出席監事：猿田 了子、武田 江里子

1 議事の経過および結果

定款第29条の規定より浅見恵梨子氏、五十嵐稔子氏が選ばれ議長となり、本日の定時総会は法定数を満たしたので、本会の決議は定款第30条の規定により有効である旨が述べられ、議案の審議に入った。

なお、議長より議事録署名人として、渡邊美奈子氏、安田孝子氏が推薦され、異議なく承認された。

報告事項

第1号議案 平成30年度委員会等活動報告の件

渡邊典子庶務担当理事より委員会等活動報告の説明があった。

質疑なし

第2号議案 平成30年度地区別活動報告

北海道・東北地区伊藤幸子地区長（地区長総括）より各地区活動報告の説明があった。

質疑なし

第3号議案 平成30年度全国研修会報告

東京地区加藤千晶地区長より第44回全国研修会報告の説明があった。

質疑なし

第4号議案 平成30年度収支決算および監査報告について

福島裕子会計担当理事より決算報告が、生田目洋文行政書士より補足説明があった。武田江里子監事より監査報告があった。

質疑なし

決議事項

第1号議案 平成30年度事業計画報告の件

渡邊典子庶務担当理事より平成30年度の実業計画の説明があり、議長が議場に諮ったところ、過半数以上の承認があり原案のとおり異議なく承認された。

第2号議案 平成30年度収支決算および監査報告の件

福島裕子会計担当理事より平成30年度収支決算の説明があり、議長が議場に諮ったところ、過半数以上の承認があり原案のとおり異議なく承認された。

第3号議案 役員改選の件

本総会の終結の時をもって理事全員が任期満了となるため、その後任者を選任する必要があることから選挙管理委員長の米山万里枝氏より役員候補当選者の結果が報告された。選挙管理規程 7 条 3 項により立候補者数が定員 10 名であったため、令和元（2019）年度の選挙は行わなかった旨の説明があった。

選挙管理委員長米山万里枝氏より令和元～2（2019～2020）年度の以下役員候補者についての紹介があり、その選任につき議長が各々の賛否を議場に諮ったところ、いずれも過半数以上の承認があり原案のとおり異議なく承認された。

理事 小川 久貴子、久保田 君枝、近藤 良子、鳥越 郁代、長島 貴久代、野口 純子
正岡 経子、村上 明美、渡邊 典子、渡邊 浩子
監事 猿田 了子、武田江里子

第4号議案 令和元年度 事業計画の件

渡邊典子庶務担当理事より令和元年度の事業計画書の説明があった。

質疑なし

第5号議案 令和元年度 収支予算の件

福島裕子会計担当理事より令和元年度収支決算について説明があった。

質疑なし

議長は、以上をもって本日の議事がすべて終了した旨述べ、閉会を宣言し、解散した。

上記の決議を明確にするため、議長および、議事録署名人がこれに記名押印する。

令和元（2019）年 6 月 8 日

公益社団法人全国助産師教育協議会 第 10 回定時社員総会において

議 長 浅見恵梨子

同 五十嵐稔子

議事録署名人 渡邊美奈子

同 安田 孝子

議事録作成者 井村 真澄

理事会報告

2019 年度

第 1 回：2019 年 4 月 21 日（日）

- ・第 10 回社員総会日程案について
- ・役員選挙について
- ・正会員・個人会員入会について
- ・平成 31 年度収支予算書（案）について
- ・教育検討委員会（推進班）活用チェックシートについて
- ・教育検討委員会（評価班）助産師教育課程にご入学時調査質問紙について
- ・eーランニングコンテンツ数と価格について

第 2 回：2019 年 5 月 18 日（日）

- ・第1回理事会議事録案について
- ・平成30年度事業計画の承認
- ・平成30年度決算報告書の承認
- ・社員総会日程について
- ・アドバンス助産師更新要件指定研修の受講証明書の作成について
- ・正会員退会・個人会員入会について
- ・寄付金関係
- ・助産師教育のモデル・コアカリキュラム2018の活用チェックシートの修正の確認
- ・CLoMIPレベルⅢ[教員]の更新要件として認められる研修の【確認方法】
- ・CLoCMiP レベルⅢ [教員] 更新要件として認められる研修の申請手続きについて
- ・CLoCMiPレベルⅢ更新要件の講義等を担当する講師の更新要件時間数の認定について
- ・認定証フォーマットについて
- ・将来に向けて育成したい助産師像（案）
- ・HP リニューアルについて

第 3 回：2019 年 6 月 7 日（金）

- ・2019年度第2回理事会議事録（案）承認について
- ・社員総会運営について
- ・総会時の寄付金の対応について
- ・CLoCMiPレベルⅢ [教員] の更新要件として認められる研修の確認方法の確認
- ・更新要件の講義を担当する講師の時間数についての確認
- ・第45回全国助産師教育協議会研修会（案）について
- ・個人会員入会の承認
- ・望ましい助産師教育におけるコアカリキュラム（案）

第4回：2019年6月8日（土）

- ・理事の分担について
- ・次年度（2020年度）の総会開催の件
- ・理事会日程の件

第5回：2019年7月27日（土）

- ・2019年度第10回社員総会・第4回理事会議事録（案）承認について
- ・正会員退会届・個人会員入会の承認について
- ・各委員会委員承認について
 - 助産師教育研修研究センター運営委員会
 - 国際関連活動委員会
 - 教育検討委員会
 - 社会貢献委員会
 - 将来構想委員会
 - 組織強化委員会
 - 広報委員会
 - 資格・専門能力委員会
- ・総会運営について
- ・「大学院におけるモデル・コアカリキュラムの2018の活用チェックリスト」及び「現行コアカリキュラム2018の活用チェックリスト」の最終確認
- ・「望ましい助産師教育におけるコアカリキュラム作成の進捗状況の報告会」および「カリキュラム作成にむけて
- ・会員専用ページのIDとパスワードの変更について
- ・HPホームページリニューアル時期について
- ・CLoCMiP レベルⅢ〔教員〕の更新要件について
- ・個人情報取扱規定
- ・パートタイム労働者就業規則

第6回：2019年11月3日（日）

- ・2019年度第5回理事会議事録（案）承認について
- ・個人会員入会の承認について
- ・選挙方法・規定に関して
- ・省庁への要望書
- ・HP のリニューアルについて
- ・CLoCMiP レベルⅢ〔教員〕の更新要件について
- ・アドバンス助産師更新要件研修承認について
- ・セカンド・ステージ研修のアドバンス更新要件単位について
- ・アドバンスの更新要件の課題

第7回：2019年12月8日（土）

- ・2019年度第6回理事会議事録（案）承認について
- ・2020年度の事業計画・予算案について
- ・「将来ビジョン2015」の実現に向けた加入校のweb調査のアンケート
- ・HPのリニューアルについて
- ・埼玉県地域看護研修センターの申請について
- ・全国研修会 について

第8回：2020年1月13日（月・祝）

- ・2019年度第7回理事会議事録（案）承認について
- ・個人会員入会の承認について
- ・2020年度の予算修正（案）・事業計画（案）について
- ・「将来ビジョン2015」中間評価に向けたアンケート調査票について
- ・HPのリニューアルについて
- ・外部主催による CLoCMiP レベルⅢ〔教員〕の更新要件申請手続き
- ・アドバンス助産師更新要件研修承認事前申請書
- ・研修の承認番号について
- ・臨時総会の議案について

みなし決議に関する理事会議事録

2020年2月28日（金）

- ・臨時社員総会開催の件
- ・主たる事務所の移転先・移転の日の件

2020年3月19日（木）

- ・2020年度事業計画案承認の件
- ・2020年度収支予算案、資金調達及び設備投資の見込みについて承認の件

メール理事会報告

2019年度

第1回：2019年4月1日

- ・理事会推薦理事候補

第2回：2019年4月23日

- ・総会プログラムのアドバンス助産師更新要件研修の承認について

第3回：2019年4月25日

- ・総会プログラムのアドバンス助産師更新要件研修の承認について

第4回：2019年4月26日

- ・CLoCMiP レベルⅢ更新要件として認められる研修の申請について

第5回：2019年8月17日

- ・CLoCMiP 更新要件研修の申請について

第 6 回 : 2019 年 8 月 27 日

- ・ CLoCMiP 更新要件研修の申請について

第 7 回 : 2019 年 8 月 30 日

- ・ 助産師教育研修研究センター運営委員会委員の承認について

第 8 回 : 2019 年 8 月 31 日

- ・ CLoCMiP 更新要件研修の申請について

第 9 回 : 2019 年 9 月 20 日

- ・ 個人会員推奨チラシについて

第 10 回 : 2019 年 10 月 3 日

- ・ 活動マップ 2019 年度版、2019 ビジョン事業計画について

第 11 回 : 2019 年 10 月 11 日

- ・ 正会員推奨ちらし・リーフレット・助産師教育を持たない大学院宛て入学案内・未加入校宛て入学案内

第 12 回 : 2019 年 10 月 15 日

- ・ CLoCMiP 更新要件研修の申請について

第 13 回 : 2019 年 11 月 13 日

- ・ 全助協事務所移転の件

第 14 回 : 2019 年 11 月 15 日

- ・ CLoCMiP 更新要件研修の申請について

第 15 回 : 2019 年 12 月 13 日

- ・ CLoCMiP 更新要件研修の申請について

第 16 回 : 2020 年 2 月 3 日

- ・ CLoCMiP 更新要件研修の申請について

第 17 回 : 2020 年 2 月 8 日

- ・ CLoCMiP 更新要件研修の申請について

第 18 回 : 2020 年 2 月 26 日

- ・ CLoCMiP 更新要件研修の申請について

第 19 回 : 2020 年 2 月 28 日

- ・ 第 34 回日本助産学会「ポスターセッション」について

第 20 回 : 2020 年 3 月 3 日

- ・ 助産師教育研修研究センター運営委員会委員の承認について

地区長会報告

2020 年 1 月 13 日 (月・祝)

- ・ 各地区の活動状況報告
- ・ 理事と地区長と意見交換
- ・ 助産師国家試験プール問題作成・登録研修会の開催状況報告
- ・ 次年度の開催担当地区は九州・沖縄地区
- ・ e ラーニングコンテンツの申込み状況について

- ・「望ましい助産師教育におけるコアカリキュラム」について
11月の開催の研修会后、現在パブリックコメントの募集中である。
- ・全国研修会について
2月29日～3月1日に札幌医科大学で開催予定
- ・臨時総会の開催について

委員会名	教育検討委員会（教育評価班*）（教育推進班**）
担当理事名	久保田君枝（聖隷クリストファー大学）
メンバー	◎北川 眞理子**（金城学院大学） ○池内 和代*（四国大学）（リーダー） 中川有加**（静岡県立大学） 関屋 伸子*（高知大学） 小笹幸子**（福井医療大学） 濱田 佳代子*（高知大学）
2019 年度 活動計画	1.助産師教育卒業（修了）時の到達度自己評価に関する実態調査 今年度から web 調査に切り替え実施した。 2.助産師教育入学生への看護技術到達度・経験状況調査 本調査は理事会で各年調査に決定したため、前年度実施されていない。今年度は調査項目の再精選を行い web 調査に切り替え調査を行う。 3.助産師教育卒業（修了）時の到達度自己評価に関する実態調査（2018 年度の結果を 2019 年度の【日本助産学会学術集会】にて発表 4. 指定規則の改正にともなうミニマム・リクウィヤメンツの改訂作業および現行 1 年教育課程における助産師教育のコア・カリキュラムの見直し 指定規則の改正（2022 年度入学生適用）にともなう現行のミニマム・リクウィヤメンツ Vo.2(2012-)の改訂案の提示を行う。
活動内容・成果	集合会議は 2 回のみとし、後はメールにて内容を検討した。 1. 2020 年 2 月～3 月にかけて web 調査を実施した。次年度分析し、成果発表を行う予定である。 2.調査内容（項目）の精選を行った（75 項目：前回 92 項目）。web 調査に切り替える作業を行い、2020 年 4 月～6 月にかけて web 調査を実施予定である。 3. 2020 年 3 月（2019 年度）開催予定の【第 34 回日本助産学会学術集会】は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、web 上でのインターネット学術集会開催となり抄録のみの発表となった。 4. ミニマム・リクウィヤメンツの改訂作業および現行 1 年教育課程における助産師教育のコア・カリキュラムの見直し 会議開催 5 回であった。 両課題ともに指定規則の改正の要点を踏まえて検討を進めた。ミニマム・リクウィヤメンツの改訂作業は、今年度大項目、中項目、教育内容について「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」を参照資料に加えて検討した。現行 1 年教育課程における助産師教育のコア・カリキュラムの見直しについては、改正版（案）ミニマム・リクウィヤメンツの教育内容との双方検討を加えた。 今年度の成果を整理して、次年度総会までに検討資料として提出する。
2020 年度 活動計画	1.助産師教育卒業（修了）時の到達度自己評価に関する実態調査 2020 年度卒業（修了）時の調査を実施する。2019 年度卒業（修了）時調査は、結果をまとめ 2020 年度【日本助産学会学術集会】にて発表する。 2.助産師教育入学生への看護技術到達度・経験状況調査 2020 年度入学生への調査を実施する。その結果を 2021 年度の【日本助産学会学術集会】にて発表する。2021 年度入学生の調査実施に向け準備を行う。 3. ミニマム・リクウィヤメンツの改訂作業および現行 1 年教育課程における助産師教育のコア・カリキュラムの見直し：ミニマム・リクウィヤメンツは例示の検討を手がける。コア・カリキュラムは、追加意見・内容を含め整理する。

委員会名	資格・専門能力委員会
担当理事名	渡邊 浩子（大阪大学大学院）
メンバー	◎杉浦 絹子（名古屋女子大学） ○志村 千鶴子（福山平成大学） 青柳 優子（順天堂大学） 緒方 京（岐阜協立大学） 和泉 美枝（同志社女子大学大学院）（近畿地区選出委員） 加藤 昌子（静岡医療科学専門学校）（中部地区選出委員）
2019 年度 活動計画	事業 1. 第 103 回助産師国家試験問題の設問と解答肢・出題バランスにおける適否の検討 1) 設問と解答肢における適否の検討 2) 国家試験出題基準における分類を基に作成した分析シートを用いて、出題バランスの適否の検討 3) タキソノミー分類によるバランスの適否の検討 事業 2. 助産師国家試験プール問題公募の啓発・応募促進事業 1) 助産師国家試験プール問題作成への関心および問題作成力を高める研修会の実施 （1）8 月 31 日に群馬パース大学、12 月 7 日に畿央大学において開催される地区別研修会における研修の企画・運営を行う。 （2）プール問題登録状況の把握 2) 助産師国家試験作成マニュアルの更新
活動内容・ 成果	委員会開催：5 回（メール会議含む） 事業 1. 第 103 回助産師国家試験問題の設問と解答肢・出題バランスにおける適否の検討：近畿地区および中部地区の会員校が担当して分析を行い、理事会審議を経て 2 月 21 日に厚生労働省へ報告書（活動報告書を参照）を提出した。 事業 2. 助産師国家試験プール問題公募の啓発・応募促進事業 1) 助産師国家試験プール問題作成への関心および問題作成力を高める研修会の実施 （1）8 月 31 日に群馬パース大学、12 月 7 日に畿央大学において開催された地区別研修会後に研修を実施した。この 2 地区での研修会時に、本事業で作成した助産師国家試験作成・登録マニュアルを使用してもらい、マニュアルに対する意見を集約し、本年度更新した内容に反映させた。 （2）研修会開催後の本協議会会員によるプール問題登録状況を把握した。 2) 助産師国家試験作成・登録マニュアルの更新と HP への掲載 マニュアルに対する意見を反映し、内容を更新した。また、全助協ホームページ上のマニュアルを最新のものに更新した。
2020 年度 活動計画	事業 1. 第 104 回助産師国家試験問題の設問と解答肢・出題バランスにおける適否の検討 1) R1 年度同様、助産師国家試験出題基準とタキソノミー分類を用いた分析・検討を行う。 事業 2. 助産師国家試験プール問題公募の啓発・応募促進事業 1) 九州・沖縄地区で開催が予定されている研修の企画・運営を行う。 2) 助産師国家試験問題作成・登録マニュアル中のデータを最新のものに更新するとともに、地区研修会時に参加者にマニュアルを使用してもらい、意見を集約・反映させ、マニュアルをブラッシュアップする。 3) 助産師国家試験プール問題公募の啓発・応募促進、およびマニュアルの周知・活用促進の方策を検討する。

委員会名	将来構想委員会
担当理事名	鳥越郁代（福岡県立大学大学院）
メンバー	◎高田昌代（神戸市看護大学大学院） 秋田浩子（専門学校ベルランド看護助産大学校） 江藤宏美（長崎大学生命医科学域） 倉本孝子（社会医療法人愛仁会本部） 谷口初美（九州大学大学院） 村上明美（神奈川県立保健福祉大学）〈陪席参加〉
2019 年度 活動計画	1. 「望ましい助産師教育におけるコアカリキュラム」に関する検討 ・カリキュラム、内容についての検討（2018 年度持ち越し分） ・教育機関に対するパブリックコメントの実施 ・他団体、他職種にヒアリング 2. 全国の助産師養成機関における助産学実習の実態調査の実施
活動内容・成果	委員会開催：対面会議 2 回、Web 会議 8 回 1. 「望ましい助産師教育におけるコアカリキュラム」に関する検討 1) 全国助産師協議会総会（6 月 9 日）にて、「望ましい助産師教育におけるコアカリキュラム（案）」について提案するとともに、教育課程別に提案内容に関する意見交換を行った。 2) 看護基礎教育検討会において検討されてきた改正カリキュラムの提示を受けて、「望ましい助産師教育におけるコアカリキュラム」全体の確認及び考え方について確認した。 3) 11 月 3 日「望ましい助産師教育コアカリキュラム、指定規則改正を受けての教育内容の変更点 研修会」を開催し（日本赤十字看護大学広尾ホール）、望ましい助産師教育コアカリキュラム案についての意見交換を行った（参加者 102 名（会員 98 名、非会員 4 名）。 4) 会員校へ向けての「望ましい助産師教育におけるコアカリキュラム(案)」についてのパブリックコメントの実施とともに、日本看護協会、日本助産師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会にコメントを依頼した。 2. 全国の助産師養成機関における助産学実習の実態調査の実施 2019 年 10 月に関 209 校（会員 160 校、未加入校 49 校）を対象とし、助産学実習の実態と課題についての質問紙調査を実施した。結果については、報告書としてまとめ、会員校へ向けて配信する予定である。また、この結果を踏まえ、今後の助産師教育に関する取り組みについて理事会に提案した。
2020 年度 活動計画	1. 学生の実践能力の向上を図るための取り組み 1) 実習前・教育機関修了前、学生の技術能力の標準化のためのオスキー導入に向けた取り組み 2) 助産学実習の実態調査に関する報告会・助産実践能力を図るための研修会開催：オスキーモデルケースの情報共有など 2. 「望ましい助産師教育におけるコアカリキュラム」普及に向けての活動

委員会名	組織強化委員会
担当理事名	長島 貴久代（母子保健研修センター助産師学校）
メンバー	◎唐田 順子（国立看護大学校） 松永 佳子（東邦大学看護学部） 巖 千晶（首都大学東京）
2019 年度 活動計画	1. 加入校および個人会員の確保に関する活動 1) 未加入校へ加入を促す、正会員入会勧奨チラシ・ニュースレターなどを配布する。 2) 助産師教育課程をもたない大学へ加入を促す、個人会員入会勧奨チラシ・ニュースレターなどを配布する。 3) 臨床指導者などへ加入を促す個人入会勧奨チラシ・ニュースレターなどを配布する。 2. 全国助産師教育協議会活動マップ／事業計画一覧表の作成 3. 「将来ビジョン 2015 中間評価」のための会員校に対する意識・行動調査を行う。
活動内容・成果	委員会開催：5 回 活動内容 1. 全国助産師教育協議会の正会員加入校および個人会員確保に関する活動 1) 新規に入会勧奨用リーフレット、正会員・個人会員入会勧奨チラシを作成 2) リーフレット、チラシの印刷、ニュースレターの増刷 3) 入会勧奨用リーフレット、個人会員入会勧奨チラシ等を下記の施設に送付 ①正会員確保のため、未加入校 50 校へ 5 部ずつ送付 ②助産師養成課程をもたない大学 122 校へ 5 部ずつ送付 ③会員校を通じて実習施設へ 10 部ずつ配布 ④2019 年 4 月に新設された大学（9 校：うち 1 校は助産師教育課程あり）へ送付 2. 全助協の活動内容の可視化を目的とした、活動マップ／一覧表（2019 年度版）の作成とHPへの掲載 3. 「将来ビジョン 2015 中間評価」のための会員校に対するアンケート調査の実施 調査期間：2020 年 2 月 6 日～3 月 2 日（月）、回答数 93 校（回収率：58.1%） 4. 教育課程別の正会員加入率の把握：大学院 93.2%、大学専攻科 92.9%、大学+大学別科 67.7%、短大専攻科 50.0%、専修学校/専門学校 68.2%（2020 年 5 月現在） 5. 個人会員入会数 196 人（昨年比△10）
2020 年度 活動計画	1. 加入校及び個人会員の確保に関する活動 1) 新設校および未加入校へ、ニュースレターおよび入会勧奨のリーフレット・個人会員入会勧奨チラシ等を送付する。 2) 個人会員増加のため、助産実習施設および助産師教育課程をもたない短期大学（14 校）及び看護専門学校（579 校）へ入会勧奨のリーフレット・チラシ等を送付する。 3) 会員確保のための活動評価およびアプローチターゲットを絞るため、教育課程別入会率を把握する。 2. 全国助産師教育協議会の各委員会活動や事業計画など組織活動の可視化を図る。 1) 各委員会の活動 MAP の作成 2) ビジョンに基づく事業計画の作成

委員会名	国際関連活動委員会
担当理事名	小川久貴子
メンバー	◎松崎政代（大阪大学大学院） 大田康江（順天堂大学医療看護学部）会計・庶務 新福洋子（京都大学大学院） 笹川恵美（東京大学大学院） 飯塚幸恵（東京女子医科大学）
2019 年度 活動計画	1. 世界各国の助産師教育・助産に関する最新情報提供 2. 日本の助産師教育を海外に発信
活動内容・ 成果	委員会開催：5 回（内 3 回はメール会議） 1. 世界各国の助産師教育・助産に関する最新情報提供 1) 助産学会誌に世界の助産師の現状について投稿 H29・30 年の活動内容として H30 活動報告書に報告した、ICM ホームページ上 の、Global Midwives Associations Global MAP (http://internationalmidwives.org/assets/components/map/index.html) の、ICM 加盟国の Midwifery education に関する項目の集計について、世界の助 産師の現状について、会員だけでなく国内外の周産期にかかわる専門職に知って もらうために助産学会誌に英文で投稿した。 2) 海外助産学教育プログラム紹介 オーストラリア モナッシュ大学 助産学教育プログラムの紹介を大学ウェブ サイトの情報によりまとめて令和元年度活動報告書に報告した。 3) エリザベスベア氏による講演 令和 2 年 4 月 11 日予定にしていたが、日程変更等の諸般事情により開催中止と した。 2. 日本の助産師教育を海外に発信 令和 2 年の ICM で発表するポスターの準備 ポスターのタイトルを「System of Midwifery education in Japan; Japan Society Midwifery Education」に決定し、全助の組織や活動について、教育シス テムについて、実際の演習風景などを写真で掲示する準備を行っている。
2020 年度 活動計画	1. 世界各国の助産師教育に関する最新情報提供を引き続き行う。 2. 日本の助産師教育について ICM に参加しポスターにより海外に発信する。

委員会名	社会貢献委員会
担当理事名	近藤 良子(日本赤十字社助産師学校)
メンバー	◎坂田 清美 (帝京平成大学) 遊田 由希子 (岩手医科大学) 中川 朝美 (帝京平成大学助産別科) 望月 千夏子 (帝京大学助産学専攻科) 稲荷 陽子 (東京家政大学) 宮下 ルリ子 (県立広島大学助産学専攻科)
2019 年度 活動計画	1. 社会貢献活動促進に向けた活動の検討 「健やか親子 21」関連活動、「オレンジリボン運動」への協力 リーフレット「助産師になる」の活用促進、 *「Nursing Now キャンペーン」への協力 2. 全国助産師学生交流会等の開催 (日本助産学会との共同開催) 3. 災害時対応
活動内容・ 成果	1. 社会貢献活動促進に向けた活動の検討 1)「健やか親子 21」関連活動 ①事業参加：健やか親子 21 全国大会参加令和元年 11 月 7・8 日 他総会参加予定→コロナウィルス感染症拡大に伴い中止 2) 児童虐待防止事業「オレンジリボン運動」への参加 登録校 10 校 (前年度実績 5 校) 3) リーフレット「助産師になる」の活用促進 新規印刷版・ダウンロード版活用推進 Nursing Now キャンペーンと連動：キャンペーンロゴ入りバージョン 4)「Nursing Now キャンペーン」への協力 本協議会方針作成・周知 (本協議会 HP バナー作成、特設サイト掲載) 専用ロゴマーク・キャッチコピー活用 (「助産の力で健康な社会を！」) 2. 全国助産師学生交流会等の開催 (日本助産学会との共同開催) 第 34 回日本助産学会学術集会プレコングレンス参加予定 (学生交流会・学生ポスター発表同時開催、Nursing Now キャンペーン連携) *学会現地開催中止に伴い、ポスター審査のみ実施：6 校 7 G) 3. 災害時対応 2019 年風水害機関会員校情報収集 報告書「2019 年 内閣府指定激甚災害機関会員校被災状況概要」HP 掲載
2020 年度 活動計画	1. 社会貢献活動促進に向けた活動の検討 「すこやか親子 21」関連活動、「オレンジリボン運動」への協力等 *「Nursing Now キャンペーン」への協力 (2020 年 12 月終了予定) キャンペーンロゴ入りリーフレット「助産師になる」活用・連動 2. 全国助産師学生交流会等の開催 (日本助産学会との共同開催) 3. 災害時対応

委員会名	広報委員会
担当理事名	野口 純子（香川県立保健医療大学）
メンバー	◎若井和子（川崎医療福祉大学） 井田歩美（関西福祉大学）（NL 班リーダー） 井上明子（愛媛県立医療技術大学） 北村万由美（広島国際大学） 藤田小矢香（島根県立大学）（HP 班リーダー） 竹内美由紀（香川県立保健医療大学） 藤井宏子（県立広島大学）
2019 年度 活動計画	1. ニュースレターNo.91 を 2019 年 10 月発行予定 1) 記事の構成，執筆依頼から校正までの編集スケジュール作成 2) No.92 の発行準備 2. ホームページを充実 3. ホームページ，メールなどセキュリティを強化 4. 本協議会の公益事業 1～3 の活動に関する広報活動
活動内容・ 成果	委員会開催：第 1 回（2019 年 6 月 30 日 高松市） 第 2 回（2019 年 3 月 20 日 メール審議） 活動内容 1. ニュースレターNo.91 を 2019 年 10 月に 2,900 部を発行した。 No.92 の発行時期，構成内容，発行部数について検討した。 2. ホームページのコンテンツ活用・充実化：全体の構成について検討した。 3. ID と PW のパターンを変えて変更した。 4. 定期的な情報発信：毎月 15 日頃にマンスリーメールを発信した。 ホームページリニューアルに向けてトップページのバナー，サイトマップの整理を行い，理事会へ提案した。
2020 年度 活動計画	1) ニュースレターの発行（No.92 を 2020 年 10 月頃） ・年 1 回の発刊で，会員および非会員へ本協議会活動について周知するために内容を厳選していく。 2) ホームページの充実 ・記事掲載基準に則った情報発信を行う。 ・本協議会の活動を多くの人々に情報発信を正確・迅速に行う。 3) ホームページ，メールなどセキュリティを強化する。 4) ホームページリニューアルの予算が確定後、デザイン，内容など順次検討していく。 5) 月 1 回マンスリーメールを配信する。

助産師教育研修研究センター運営委員会 担当理事：渡邊典子

1. 委員会開催：6回（6回のうち1回はskype使用、2019.4～2020.3まで。）
2. 助産師教育研修研究センター長：平澤美恵子
3. 委員：浅見恵梨子（甲南女子大学） 恵美須文枝（亀田医療大学大学院） 岡山久代（筑波大学）
倉本孝子（社会医療法人愛仁会本部看護部） 白石三恵（大阪大学大学院）
鈴木千秋（スズキ記念病院、2019.9まで） 中山香映（昭和大学助産学専攻科）
萩原直美（日本赤十字社助産師学校 2020.3～） 藤井宏子（県立広島大学助産学専攻科）
村上明美（神奈川県立保健福祉大学、2019.5まで） 山崎圭子（宮崎大学大学院） （50音順）

4. 2019年度活動内容と成果

<研修事業>

①ファーストステージ研修

研修概要は総科目数7科目（講義・演習・実習、e-learningコンテンツ）、計8単位（240時間）講師26人であった。全科受講生11人、科目履修生15人であった。年度末の新型コロナウイルス感染の影響で3月に実施の「教育課程評価」は実施できず、修了式を実施できなかった。

②セカンドステージ研修

研修8科目、16単位、240時間の教育課程のうち、「助産師教育課程概論」「助産師教育運営組織論」の2科目を実施した。各科目受講生は9人、12人であった。「助産師教育運営組織論」の3月に実施予定の内容に関し、新型コロナウイルス感染の影響で実施できなかった。

③特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会（厚生労働省認定）

東京、大阪会場合わせて受講者数56人、修了者54人。講習科目は8科目であった（講義7、演習1）。

（＊上記①②③の詳細は「助産師教育研修研究センター事業報告書 2019年度」を参照）

<その他>

①第34回日本助産学会への調査報告：以下のテーマでポスター発表した。

「全国助産師教育協議会「ファーストステージ研修」に対する教育責任者の考え—テキストマイニング分析による受講要因の検討—」

②各研修および e-learning パックのPRと e-learning パックの販売

各研修および e-learning パックのPRは、総会やHP、ニュースレター郵送等の機会に行った。「全国助産師教育協議会 e-learning 研修（4科目、12時間）」は34パックを販売した。ファーストステージ研修にも含まれるものである。

5. 今後の課題

- ・ファーストステージ研修実施と評価、受講促進の対策
- ・特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会の継続実施について
- ・セカンドステージ研修の実施と質向上
- ・研修事業における e-learning パックの活用、システム整備
- ・助産師教育研修体系化の検討

地区名	北海道・東北地区
地区長名	福島 裕子（岩手県立大学）
活動内容	1. 2019 年度 北海道・東北地区会議／研修会の開催 1) 日 時 : 2019 年 8 月 10 日（土） 11:00～16:15 2) 場 所 : 福島県立医科大学 7 号館（光が丘会館）2 階会議室 3) 担当校 : 福島県立医科大学 看護学部母性看護学・助産学部門 福島県立総合衛生学院 助産学科 4) 参加人数 : 54 名（会員 31 名、非会員 23 名） 5) プログラム 10:30～ 受付開始 11:00～ 開会あいさつ 司会進行 福島県立医科大学 太田 操 参加者自己紹介 11:10～ 地区会議 議題 1 全国助産師教育協議会理事会報告 札幌医科大学 正岡 経子先生 12:00～13:00 昼食 13:00～ 研修会：「臨床推論」 講師 国立病院機構京都医療センター附属京都看護助産学校 助産学科 教育主事 伊藤 美栄先生 ・臨床推論の基本的な概念 ・助産における臨床推論の意義 ・臨床推論に用いる基本的診断技術、症候診断のプロセス ・妊娠・分娩・産褥期における臨床推論を用いた事例展開 （妊産婦の注意すべき症状である呼吸困難、意識障害、頭痛、腹痛等） ・助産診断における臨床推論の活用 14:30～ 休憩 15 分間 14:45～ 演習 「妊娠・分娩・産褥期における臨床推論を用いた事例展開」を 6 名/G 程度でグループワークを行った。グループシートを用いて 1 事例ごとにディスカッ ション・発表・講師からの臨床推論を確認するといった演習で 8 例を行った。 16:15～ 修了書授与、閉会 6) 参加者の感想（アンケート抜粋） ・現場でとても役立つ内容だった。ベテラン域であっても改めて臨床推論の必要性を感じた。 ・交流しながら行えたので楽しかった。腹部や生殖器周辺の症状だと推論できたが、呼吸・循環器系は難しく自分の傾向が分かった。 ・学生への伝え方のヒントになったし、自分の考え方も整理された。 ・大変勉強になりました。教育（新人・学生）は苦手でしたが、楽しそうと思いました。授業やリカレント教育に活用しようと思います。 7) その他 本研修会は CLoCMiP®区分必修研修：臨床推論（180 分）の更新要件研修とした。受講料金が 3,000 円であったにもかかわらず非会員の参加が多く、長時間の研修だったが、みなさん生き生きと参加してくださった。 2. 台風 19 号被害状況の把握 2019 年 10 月にメールにて各地区会員校の被災状況を情報収集した。 被害は特になかった。

地区名	関東甲信越地区
地区長名	早川有子（所属）群馬パース大学 保健科学部 看護学科
活動内容	開催月日：2019年8月31日（土） 会場：群馬パース大学 参加者数：30名（うち午後のみ2名、午前のみ1名） 参加費：なし（本学から10万円の寄付） プログラム内容と結果： 今回の研修は全てインターネットにアクセスして行いました。 午前（10：30～12：00）は、助産師国家試験プール問題作成・登録について、教育協議会の担当者（順天堂大学 青柳優子先生）が説明した。現在、助産師の国試問題は協議会の参加校が中心になって作成している。そして、助産師国試問題はこの教育協議会からプールされた問題から出題されている。そのため本協議会は重要な役割を果たしているとの報告があった。 午後（13：00～17：30）は、全国の看護・助産師教育者に発信し、数年前に本学からスタートした看護・助産教育支援フォーラムを基に講演した。テーマは「IT技術を活用した助産師教育～なぜ今IT技術が必要なのか」についてである。講演は早川、中島、臼井が行った。その結果、アンケート調査では「デジタル教材を活用した講義を活用してみたい」「アクティブラーニングの教育を活用してみたい」等が90%を占めた。また、今回の研修会の討議では、「このようなシステムがあることを初めて知った」「実際に活用してみたいと思った」「デジタル教材活用の可能性を感じた」「助産師教育の質の向上に活動していることにインスパイアされた」等様々な意見が出された。

地区名	東京地区
地区長名	春名めぐみ（所属：東京大学大学院）
活動内容	東京地区研修会の開催 開催日時：2019年12月21日（土）9：50～15：00 会場：東京都助産師会館5階講堂 参加者数：68名 プログラム 10：00～12：00 講演「大人の発達障害、メンタルヘルスを考える」 講師：北里大学東病院 院長 宮岡 等先生 12：00～12：50 休憩（東京地区代表者会議を開催） 13：00～15：00 講演「成人期にある学生の現状と助産師教育における支援」 講師：信州大学教育学部 教授 高橋 知音先生 担当校：母子保健研修センター助産師学校 参加費：3,000円

地区名	中部地区
地区長名	太田 尚子（静岡県立大学）
活動内容	中部地区総会・交流会・研修会の開催 日時：2019年12月14日（土）9:30 受付開始 10:30～15:00 会場：静岡県立大学 小鹿キャンパス 254 講義室 〒422-8021 静岡県静岡市駿河区小鹿 2-2-1 対象：第1部：助産師・助産教員・助産学生・興味ある方 講演のみ 参加費 1000 円（税込）、学生無料 第2部：全国助産師教育協議会会員校 参加費 2500 円（税込） 担当校：静岡県立大学大学院、浜松医科大学大学院、聖隷クリストファー大学、 静岡医療科学専門学校、静岡市立清水看護専門学校 参加者数：第1部 68名、第2部 32名 プログラム： 9:30～ 受付開始 10:25～ 開会の挨拶（中部地区長 太田尚子） オリエンテーション（静岡県立大学 石川紀子） 講師紹介 10:30～12:30 第1部 研修会 テーマ：「妊娠期から育児期において支援を必要とする母親とその家族支援 ～病院そして地域へ：子育て世代包括支援センターと助産師の役割～」 講師：公益社団法人日本看護協会会長 福井トシ子氏 後援：静岡県助産師会、日本看護協会、静岡県看護協会 協力：日本助産学会助産政策委員会 *アドバンス助産師研修に申請（修了証発行） CLoCMiP 研修 ウィメンズヘルスケア 2.0h 12:30-13:30 昼食 13:30-14:15 第2部 中部地区総会・交流会 司会：地区長 静岡県立大学 太田尚子 書記：浜松医科大学 安田孝子 - 中部地区長挨拶 - 会員校参加者自己紹介（中部地区会員校 12 校、教員 32 名） - 報告事項 - 理事会報告 久保田君枝理事 - 令和元年度予算案報告をして承認された。 - 審議事項 - 次期総会・研修会担当ブロックおよび地区長の選任 対象ブロックの参加校が 1 校であったため、メールにて後日検討した。 次期地区長案 金沢大学 田淵紀子先生、研修会担当案 金沢大学 14:15-15:00 - 情報交換会・ディスカッション テーマ：「地域包括ケアに関する助産学教育の在り方、研修会の内容を助産学教育に活かすには」 5つのグループに分かれて討議をし、その後、全体での発表を行った。 15:00 閉会の挨拶 静岡医療科学専門学校 加藤昌子

地区名	近畿地区
地区長名	岩谷 久美子（滋賀県立大学人間看護学部）
活動内容	近畿地区研修会の開催 担当校：畿央大学 1. 午前の部 開催日時：2019年12月7日（土）10：00～11：30 会 場：畿央大学 P 棟 301 教室 参加者数：32 名 研修会テーマ：「助産師国家試験問題を作ろう」 講師：名古屋女子大学 杉浦 絹子先生 内容：5 人のグループに分かれて、各グループにパソコン 2 台を設置して、話し合い問題作成を行った。問題作成の意図やポイントについて最終各グループ発表を行い、全体理解を深めることができた。 2. 午後の部 開催日時：2019年12月7日（土）13：00～15：30 会場：畿央大学 P 棟 301 教室 参加者数：58 名（臨床助産師 5 名、保健師 2 名、助産師教員 42 名、看護教員 10 名） 参加費：会員 1,000 円、非会員 1,500 円 研修内容 1) 研修会テーマ：「学生を認知行動科学の視点から理解する」 2) プログラム： （1）13:00～13：45 森岡 周先生 （畿央大学健康科学部理学療法学科教授 医学博士 専門分野；神経リハビリテーション学理学療法学、認知行動神経科学） テーマ：「学生の主体性を育むために」 脳科学の視点から、大脳皮質の大きさとコミュニティの大きさ・複雑さに関係づけられることを述べられた。人間の行動の根拠と他者とのダイナミックなコミュニケーションとの関係を複数の神経細胞の間に発生する相互作用と人間の創造活動の関連から具体例をあげて説明された。例としては大脳皮質・扁桃体・ドーパミン・社会的サポート・主体感等。さらに、モチベーションとキャリア・内的動機づけとの根拠となる脳神経細胞活動について説明され主体感および学習効果を向上させる関わりについて述べられた。特に他者への共感と分析的思考を両立できないことを知り、実習での具体的な関わりを考える機会となった。我々が人間らしさの特徴・主体感のメカニズム・社会的随伴性と信頼関係についてどうこれから理解していくかの方向性が示唆された （2）13：45～14：30 大久保 賢一先生 （畿央大学教育学部現代教育学科准教授 心身障害学博士 専門分野；特別支援教育、応用行動分析学） テーマ：「学生を認知行動科学の視点から理解する」 森岡先生の脳神経科学的視点の内容を受け、大久保先生は、人間の多様性と個別性について、専門職養成の教育現場において、「特定の困難性や支援ニーズを抱える学生がいた場合」の関わりの具体的な例を説明された。行動のきっかけ・行動・行動の結果に段階を分けて関わりの具体をあげ、行動をつなぎ合わせる方法と行動の結果に対するフィードバックを具体的に前向きなものにすることが大切であることを説明された。最後に「発達障害支援」とは

ある意味で「異文化コミュニケーション」であるという視点と課題をいただいた。

(3) 14:40～15:15 質疑応答

- ・特定の困難性を抱える学生は、実習ではどのようなグループにしたほうがよいのか
→関係性においてストレスの少ないグループや関係性のほうがよい
- ・20歳代後半の成人学習者で専門職養成課程での変容は可能か
→可能である場合もある
- ・困難性を抱える学生においても自己理解の支援をしている現状であるが、自己を振り返るという取り組みはよいのか
→環境とかかわり方による

3. 研修会評価

アンケート調査結果（回答率95% 55人/58人中）

講演内容については、森岡先生「大変良い81.5%」「よい18.5%」大久保先生「大変良い72.7%」「よい20%」「ふつう5.5%」、業務への活用については、「よくできる42%」「できる57%」「ふつう1.9%」と大変高評価であり、行動の脳神経科学的根拠を知り、行動へのかかわり方を教育の現場からの具体例を知ること、今後の活用への見通しができたのではないかと考える。講演時間について「大変良い56%」「よい37%」「ふつう7.4%」で高評であった。ふつうと答えた人の理由は「もっと聞きたかった」であり、第二弾の講演を希望する声もあり大変高評価であった。教育の現場での関心事であり、対応策を求めるニーズが高いと考える。

台風19号被害状況の把握

2019年10月にメールにて各地区会員校の被災状況を情報収集した。
被害は特にみられなかった。

地区名	中国・四国地区
地区長名	橋井美紀（鳥取県立倉吉総合看護専門学校）
活動内容	1. 令和元年度 中国・四国地区会議・研修会の開催 【地区会議】 日時：令和元年 9 月 7 日（土）11 時 00 分～12 時 00 分 場所：鳥取県立倉吉総合看護専門学校 参加校及び参加者数：10 校、19 名 議題： 1) 全国助産師教育協議会理事会報告 （1）広報委員会について ニュースレター担当と HP 担当とに分かれて活動しており、ニュースレターは年 1 回、今年度は 10 月発行予定である。HP の更新は随時行い、マンスリーメールは担当で順番に発信する。HP リニューアルの検討を進めていく。 （2）CLoCMiP【教員区分】更新の為の指定研修について 全助協で承認された研修については、随時 HP に掲載している。 2) 全国助産師教育協議会 全国研修会について ・令和 2 年度は中国・四国地区が全国研修会担当地区である。 ・協議の結果、開催時期については、2 月 27 日（土）、28（日）、開催場所はサテライト広島の予定とした。理事会に報告後最終決定の予定。 ・テーマ、内容については、関係各所と連携し継続検討とした。 3) 今後の地区研修会について CLoCMiP®レベルⅢ「教員」に関する研修として、研修の開催が少ない「研究に関する研修」を希望する意見があった。 4) 教育評価について（教育検討委員会 教育評価班より） 入学時、卒業時に学生に技術経験についてのアンケート調査を実施している。今年度から Web 調査に変更となり、これまでの回収率は 80～90%であったが、回収率が低下することが懸念される。ご協力をお願いしたい。 5) 意見交換 演習時の指導について意見交換を行った（左利きの学生への分娩介助演習）。 追記：令和 2 年度の全国研修会について、会場は同じで 2 月上旬に変更予定。 【地区研修会】 日 時：令和元年 9 月 7 日（土）13 時 00 分～14 時 40 分 場 所：鳥取県立倉吉総合看護専門学校 参加者：36 名 講演「新生児のディベロップメンタルケア」 講師 鳥取大学地域学部附属 子どもの発達・学習研究センター儀間祐貴特命講師 儀間特命講師より、胎児期からはじまる感覚運動経験と身体表象機能の発達、早産・低出生体重児の発達特性、ディベロップメンタルケアの考え方と実際、新生児行動評価（NBAS）についてデータをもとに教えていただき、ケアの根拠について明確にすることができた。 研修会実施後アンケート集計結果：

＊アンケート回答者：29名（回答率81％）

1）研修会の満足度

①大変満足 17名 ②満足した 12名

③あまり満足しなかった 0名 ④満足しなかった 0名

（自由記述）

- ・胎児の体性感覚について興味深く聴くことができた
- ・なかなか学習できる機会がなかったので勉強になった
- ・ディベロップメンタルケアについてよく理解できた
- ・最新の研究結果や病院の取り組みも知れてよかった
- ・研究結果もさることながらたとえが分かり易かった
- ・胎児の発達のすごさに改めてすごいなあと思った
- ・言葉の大切さも学んだ。児はとても胎内と違う環境で成長していると分かった

2）今後の対象への一助となったか

①大いに役立てる 13名 ②役立てる 15名

③あまり役立てることができない 0名 ④役立たない 0名 ⑤未記入 1名

（自由記述）

- ・妊娠期における胎児の理解、妊娠期のケアの授業に役立てたい
- ・児の反応に合わせて親や介助者が反応して返していく大切さをより感じた
- ・胎児期からの運動や発達について詳しく知れた上で、ケアの必要性がわかった

2．台風被害状況の把握

9月（台風3号・5号）と10月（台風19号）にメールにて地区会員校の被災状況を情報収集した。被害は特になかった。

地区名	九州・沖縄地区
地区長名	馬場直美(長崎市医師会看護専門学校 助産学科)
活動内容	九州・沖縄地区会議・研修会の開催 I. 開催日時:令和元年8月3日(土)11:00～17:00 II. 会場:長崎市医師会看護専門学校 III. 参加校及び参加者:20校、38名 IV. プログラム 1. 鳥越郁代理事より理事会報告 2. 特別講演「助産師の後輩教育」 講師:江藤 宏美 (長崎大学生命医科学域保健学系リプロダクティブヘルス分野 教授) 3. 会 議(分科会) 議題1:実習施設の確保について 各学校実習施設の確保に苦慮している現状である。実習施設との協力体制を保つために、卒業生を就職につなげたり、研究や学校図書管利用を許可したりしている。 議題2:助産学実習(分娩介助)を受け入れている施設へのインセンティブを全助教から厚生労働省へ申し入れてほしい 指導者協議会に受講したら、個人の助産師へインセンティブがあるように働きかけてほしい。 病院に対しては、認定書的な物を国から出してもらう制度を国へ申し入れてほしい。クリニカルラダーⅢをもっている助産師が指導者になると評価される制度を利用できたよいのではと意見があった。 議題3:提示された改正カリキュラム案について これ以上単位数が増えると内容、時間的に難しい状況であると意見がでた。 議題4:1)産後4ヶ月までの母親と乳幼児を継続してみることができるような具体的な教育内容について 生後2ヶ月から7、8ヶ月の母子訪問を行っている学校からの紹介があった。4ヶ月児全戸訪問を家庭訪問の一環としてはどうかと意見があった。 2)ローリスク妊産婦とハイリスク妊産婦を分けずに、妊産婦のケアとして包括した教育について 学生は、正常もみれないのに異常をみるのは難しい。いつでも正常から異常へ逸脱していく可能性があるかと教えていっていると意見がでた。 4. 次年度当番校の紹介 籐華医療技術専門学校助産学科 園田絵里先生 令和2年8月1日(土) 開催予定 V. 地区会議、研修会実施後アンケート結果(回収率81.5% 31/38名) 1. 会議の満足度 大変よかった:19名 よかった5名 2. 会議に関しての感想、意見(自由記述) ・各学校の現状と課題を知り、討議が参考になった。 ・いろいろな学校の取り組みや工夫を聞き、ヒントを得ることができ、活かしていきたい。 3. 研修会の満足度 大変よかった:15名 よかった:6名 あまりよくなかった:1名 ・助産師への教育・質向上に向けての具体的な方法を学ぶことができた。 ・“後輩教育”方法が、助産師教育のカリキュラムに入るといいと思う。

第 45 回 全国助産師教育協議会 全国研修会 報告書
テーマ：再考、助産師教育—専門職の成長を支える—

北海道・東北地区 札幌医科大学 正岡 経子

令和初の全国研修会は、北海道・東北ブロック地区で開催することになり、今回は札幌医科大学が担当し、北海道の教育機関校の協力を得てプログラムの企画・準備を行った。プログラムを検討するにあたり、会員校を対象に前年度に実施された「全国助産師教育協議会の活動に対する意見調査」の結果を参考に検討した。調査結果では、全国および地区研修会に関して、アドバンス助産師更新に関連する研修内容と全国助産師教育協議会ならではの教育力向上のための研修を希望するとの声が寄せられていた。そこでプログラムには、助産師人材育成の基盤となる専門職の成長に必要な要素および指導方法に関する講演の他、助産師教育の実践例を通して教育者と学習者の在り方を見つめ、教育力向上に活かすためのワークショップを行うこととした。専門的自律能力に必要な研修として、倫理と研究に関する講演、子育て支援・虐待予防活動における地域多機関の連携の実際、教育改善につながる研修内容を企画した。これらの企画内容は、主催者である全国助産師教育協議会で審議され、全てのプログラムが〔教員〕区分および〔ウィメンズヘルス〕区分の申請に活用できる研修として承認された。プログラムの詳細は、以下の通りで実施する予定であった。

【第 1 日目 2 月 29 日（土）10:00～15:50】

1. 専門職の成長プロセス	北海道大学大学院	教授	松尾 睦
2. 助産師教育の実践例 1	札幌医科大学	教授	正岡 経子
学生助産師から新人助産師へ切れ目のない支援	札幌医科大学附属病院	副看護師長	長橋由香里
		助産師	寺本 光希
3. 日本最東端の周産期病院による中標津町の子育て支援			
一連絡から連携へ、地域はどう変わったか—	町立中標津病院	地域医療相談係長	藤田 泰

【第 2 日目 3 月 1 日（日）9:00～15:50】

1. データから真実をよみとる			
一研究の組み立てと統計データの解釈—	札幌医科大学	教授	樋之津史郎
2. 倫理的感応力（ケアリング）の教育	日本看護学教育評価機構	代表理事	高田 早苗
3. 助産の分野別評価受審が教育改善にどう役立つか	日本助産評価機構	理事長	堀内 成子
4. 助産師教育の実践例 2			
実習後のナラティブアプローチによって得られた専門職大学院生の学習過程の分析	天使大学専門職大学院	前教授	和田サヨ子
		教授	今崎 裕子
		講師	三浦恵津子

参加定員は 150 名としていたが、予想以上の申し込みがあったため、会場の工夫などを行い申し込みのあった 172 名全員の受け入れとした。内訳は、会員 146 名、非会員 22 名、学生 4 名であった。

しかし、研修会実施に向け準備をしてきた所、2 月中旬に入り新型コロナウイルス感染症が北海道を中心に拡大傾向にあったことから、緊急メール理事会により全国研修会の中止が決定された。2 月 18 日に全助協 HP より周知を図ると共に申込者には個別にメールにて連絡した。研修会の中止を決定した 10 日後の 2 月 28 日には北海道において「緊急事態宣言」が出され、研修会を予定していた土日の 2 日間は全国初の外出自粛要請となり、準備をしてきた担当者で「皆様には申し訳なかったが、中止になって良かった」と胸を撫でおろしながら残務処理を行った。全員分の参加費の返金を無事に終了したのは 3 月 30 日で、北海道にも春の気配が感じられる頃であった。参加申し込み者とのメールのやり取りでは「大変興味深いテーマだったので残念です」や「大変な中、本当にお疲れ様です」など温かい言葉が添えられており、企画・実行委員の励ましとなり、気持ちを奮い立たせる原動力となった。

最後になりましたが、講演、ワークショップの準備をして下さいました先生、座長の準備をして下さっていた先生、企画・実行委員として学生教育の傍ら研修会を準備し「中止」という緊急事態に対応してくれた本学の教員に心から感謝申し上げます。

2020 年度事業計画書

2020 年 4 月 1 日より 2021 年 3 月 31 日まで

公益社団法人全国助産師教育協議会

1. はじめに

本法人は、助産師教育の「質の向上」と「環境整備」を図ることを柱とした公益目的事業を行うことで、女性・母子とその家族の健康と幸福に貢献する目的のため、今年度は以下の事業活動を行う。

2. 事業

公 1 助産師教育の質の向上・環境整備に関する事業

(1)助産師教育の質の向上に関する事業

本法人は 2015 年度に「助産師教育における将来ビジョン 2015」を策定し、2019 年度に中間評価のための会員校へのアンケート調査を行った。今年度は、その結果から将来ビジョンの中間評価を行い、ビジョンの検討・修正を行う。また、助産師教育における将来ビジョン実現のために、「望ましい助産師教育コア・カリキュラム」の策定を 2019 年度までに行った。2020 年度以降、この普及活動を行う。

2019 年 10 月に厚生労働省及び文部科学省の合同省令による看護基礎教育における指定規則改定が提示された。この指定規則改定に伴う助産師教育におけるミニマムリクワイアメンツの検討・改定作業を 2020 年度に進める。

助産師学生の実習能力の向上を図るための取り組みとして、実習前、および教育期間修了前、学生の技術能力標準化のためのオスキー導入に向けた取り組みを実施する。その準備段階として、2019 年度に行った助産学実習の実態調査の報告会、オスキーモデルケースの情報共有等を行う。

第 104 回助産師国家試験問題の検討と分析結果の報告書を提出する。

助産学生には「助産師教育修了時の到達レベル自己評価に関する実態調査」を継続する。また、助産学生の入学時における学習レディネスを把握するため、「助産師教育入学生への看護技術到達度・経験調査」を実施する。

現在、日本の助産師教育課程は多様であり、その教育形態がさまざまであるため、助産師教育レベルを保証し、さらなる質向上と発展を目的に教育評価を推進する。わが国における助産師教育の第三者評価を定着させるため、助産師教育機関に日本助産評価機構が行っている助産師教育評価の受審を奨励する。

(2)助産師教育の環境整備に関する事業

助産師教育の環境整備においては、本法人が行った調査等の結果をニュースレターやホームページ、関連学会等に公表することによって、助産師教育の環境改善に努める。あわせて、教育課程の新設や変更を検討する機関や自治体に対して、本協

議会の知財を提供・共有し、支援する。

さらに、助産師教育の質向上および環境整備について、関連省庁や諸団体と協議し、要望書を提出する。

全国助産師教育協議会の事業を可視化し、本協議会の特徴と活動について周知する。また、広く本協議会の趣旨に賛同する会員の募集を行い、正会員の加入促進と個人会員の確保、寄付金等により本法人の財源安定と組織力の強化を図る。加えて、各地区との連携強化をはかり、助産師教育の「質の向上」「環境整備」を充実させ、本協議会の発展を目指す。

未加入校や臨床助産師にニュースレター等の配布や研修等の紹介を行い、加入を働きかけ、加入率を上げる。

公2 助産師教育関係者のための研修事業

助産師教育は母子の二つの生命に同時にかかわる専門職教育であることから、教育者・臨床指導者の資質の維持・向上を図るため、助産学担当教員や助産学実習の臨地指導者の教育・研修を行う。

助産師教育の質の向上に向け、「助産師教育研修研究センター」の研修企画において、ファーストステージ研修、セカンドステージ研修（一部）、特定分野（助産）実習指導者講習会を実施することにより、教員の育成や臨地実習指導者の確保対策をはかっていく。なお、ファーストステージ、およびセカンドステージ研修は、東京で実施し、特定分野（助産）実習指導者講習会については、東京と大阪で実施する。2019年度から導入したファーストステージ研修の一部のeラーニングコンテンツの運用を継続し、受講者の利便性を図る。セカンドステージ及び受講者の利便性については、引き続き検討・準備を行う。

全国助産師教育協議会研修会をはじめ、地区別研修会、定時総会時において、教員の評価能力および試験問題作成能力向上を目指し、助産師国家試験プール問題作成に関する教員研修を計画し、実施する。また、アドバンス助産師「教員」区分の更新要件指定研修の実施・マネジメントと審査・承認を行う。

公3 助産師教育機関相互の協力及び国内外の関連団体の協力と連携、女性・母子とその家族の健康と福祉に貢献するための社会活動

助産師教育機関相互の協力、関連団体との協力や連携を強化する。各地区との連携及び地区長会を開催する。

以下の相互の協力・提携事業により、わが国の母子保健、周産期医療に相応する助産師教育のさらなる向上を目指す。

＜日本助産実践能力推進協議会＞

日本助産実践能力推進協議会において、わが国における助産師の実践能力認証制度の整備に協力する。本法人からは2名以上が参加する。

＜日本助産評価機構への支援＞

わが国における助産師教育の分野別第三者評価を促進するために、すでに助産師教育および助産実践の第三者評価を実施している日本助産評価機構の活動を支援する。本法人からは役員を推薦する。

＜他団体との連携・協力＞

日本助産学会と連携し、学術集会のプレコンgresで、全国の助産師学生のポスター発表の機会を設け、助産師学生の学会参加、および学生同士の交流会を企画する。

日本看護協会・日本看護連盟が取り組んでいる「看護の力で健康な社会を！」の「Nursing Now キャンペーン」活動に協力する。

＜助産師を目指す学生支援＞

助産師を志望する中学生や高校生の進学や選択実現への効果的支援策を検討する。また教員に助産師を希望する学生向けのリーフレットを配付し、その活用度を調査する。

＜国際活動＞

各国の助産師教育・助産に関する最新情報を収集し提供するとともに、日本の助産師教育を海外へ発信する。

＜「健やか親子21（第二次）」の関連活動への協力＞

厚生労働省が推進する「健やか親子21（第2次）」の活動に参加し、課題の達成に協力する。本活動の総会や分科会へ参加する。また、児童虐待防止事業「オレンジリボン事業」への会員校の参加促進をはかる。

＜災害支援＞

災害発生時の状況把握、対応策の検討と支援を行う。社会貢献活動に対する支援促進を行う。

＜広報活動＞

年1回のニュースレターの発行、マンスリーメールの送信、ホームページの充実をはかり、助産師教育の効果的な情報提供を行い、他団体との連携・広報活動を推進し、本法人の活動を社会に広く周知させていく。

3. 会員の増員

広く本協議会の趣旨に賛同する会員の募集を行い、正会員の加入促進と個人会員

を確保し本法人の財源安定と組織力の強化を図るとともに、助産師教育の「質の向上」「環境整備」を充実させ、本協議会の発展を目指す。

未加入校や臨床助産師にニュースレター等の配布や研修等の紹介を行い、加入を働きかけ、加入率を上げる。

全国助産師教育協議会
役員選挙管理規程の一部変更・改定について

変更・改定理由

- 1) 理事、および監事の選出方法は、地区別推薦による立候補と自薦による立候補がある。そのうち地区別推薦による立候補については、地区別の様々な方法によって地区長から推薦してもらっていたが、役員選挙を公正かつ迅速に行うために選挙管理委員が統括する電子投票とした。これにより、地区別推薦による立候補の方法を統一し、地区長にかかる負担の軽減を図ることができる。
- 2) 理事会、および事業等の円滑な活動のため、役員の定数について、理事のうち2名を理事会推薦とし、監事候補者の資格は、代表者名簿に記載された本法人正会員としていたが、監査体制充実を図るためにも広く個人会員を追加した。
- 3) 投票については投票用紙の送付という方法であったが、選挙の公正かつ迅速のため電子投票とした。これに伴い選挙管理委員を5名から2名とした。
- 4) 変更期日を明確にする

役員選挙管理規程

新	旧
第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、定款第15条に規定される役員の選任につき、その候補者選出のための選挙に関する手続きを定めたものである。 (正会員の倫理) 第2条 正会員は、本規程を遵守し、公正なる選挙を行うよう努めなければならない。	第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、定款第15条に規定される役員の選任につき、その候補者選出のための選挙に関する手続きを定めたものである。 (正会員の倫理) 第2条 正会員は、本規程を遵守し、公正なる選挙を行うよう努めなければならない。
第2章 役員選挙の実施 (役員選挙の実施) 第3条 役員選挙は、第11条に定める選挙管理委員会(以下「委員会」という。)において実施する。 (公示) 第4条 本法人役員選挙における必要事項を全正会員に周知させるため、選挙投票開始の1ヶ月前までに委員会より正会員に公示する。 2 公示方法は、正会員宛文書若しくは電子メール	第2章 役員選挙の実施 (役員選挙の実施) 第3条 役員選挙は、第11条に定める選挙管理委員会(以下「委員会」という。)において実施する。 (公示) 第4条 本法人役員選挙における必要事項を全正会員に周知させるため、選挙投票開始の1ヶ月前までに委員会より正会員に公示する。 2 公示方法は、正会員宛文書若しくは電子メー

での通知、本法人ホームページ上への公開などによって行う。

3 公示内容は以下のとおりとする。

- (1) 選挙を実施する役員の種類及び定数
- (2) 立候補の要件並びに必要提出書類
- (3) 立候補受付期間
- (4) 選挙・投票の方法
- (5) 投票期間
- (6) 選挙結果の広報方法

(候補者の資格)

第5条 役員選挙における候補者は、**理事については**代表者名簿に記載された本法人正会員、**監事については**代表者名簿に記載された本法人正会員または個人会員でなければならない。

2 役員候補者は、正会員3名以上の推薦を受けた者、社員及び次条に定める選挙地区より推薦された者とする。

3 次の各号に該当する者は、立候補資格を有しない。

- (1) 役員選挙の投票締切日現在、本法人正会員になり1年を経過していない者
- (2) 役員選挙を実施する年度の9月30日において会費の未納がある者

(選挙地区)

第6条 前条の選挙地区の区分けは、以下のとおりとする。

地区名	該当都道府県名
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東・甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、新潟
東京	東京
中部	静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、

ルでの通知、本法人ホームページ上への公開などによって行う。

3 公示内容は以下のとおりとする。

- (1) 選挙を実施する役員の種類及び定数
- (2) 立候補の要件並びに必要提出書類
- (3) 立候補受付期間
- (4) 選挙・投票の方法
- (5) 投票期間
- (6) 選挙結果の広報方法

(候補者の資格)

第5条 役員選挙における候補者は、代表者名簿に記載された本法人正会員でなければならない。

2 役員候補者は、正会員3名以上の推薦を受けた者、社員及び次条に定める選挙地区より推薦された者とする。

3 次の各号に該当する者は、立候補資格を有しない。

- (1) 役員選挙の投票締切日現在、本法人正会員になり1年を経過していない者
- (2) 役員選挙を実施する年度の9月30日において会費の未納がある者

(選挙地区)

第6条 前条の選挙地区の区分けは、以下のとおりとする。

地区名	該当都道府県名
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東・甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、新潟
東京	東京
中部	静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、

	和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(削除)

(立候補)

第7条 役員選挙の立候補については、以下のとおり定める。

(削除)

選 挙 地 区 ／ 正 会 員 の 推 薦	手 続	提出書類
	第5条に定める候補者より、正会員は理事3名、監事1名を選び、第15条に定める投票により理事を各地区1名、監事を1名選出する。	なし
自 薦	委員会が別に定める書式に必要事項を記載し、当該選挙の告示の届出期間内に委員会に届出る。	3名以上の正会員の推薦状

	和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2 各選挙地区からは、理事又は監事(監事の選挙を行う年度に限る)の1名以上の立候補者を推薦しなくてはならない。

(立候補の届出)

第7条 役員選挙に立候補しようとする者は、委員会が別に定める書式に必要事項を記載し、以下の書類を添えて、当該選挙の告示の届出期間内に委員会に届出なければならない。

立候補形態	添付書類
選挙地区の推薦	選挙地区長の推薦状
自薦による立候補	3名以上の正会員の推薦状

(新設)

2 <u>自薦による立候補で前項の届出が適正に行われていない場合、</u>委員会は本届出の受理を拒否することができる。 3 <u>立候補者の投票、あるいは</u>届出締切日までに候補者の届出が必要定数に達しなかったり、本法人の運営に支障をきたす恐れがある時は、理事会において理事及び監事(監事の選挙を行う年度に限る)を推薦することができる。 (立候補者名簿の作成) 第 8 条 委員会は、<u>自薦による</u>届出のあった立候補届出書<u>及び電子投票</u>に基づき、立候補者名簿を作成する。 <u>(削除)</u> (立候補者等の責務) 第 10 条 役員選挙に当たっては、<u>立候補者及び正会員</u>は本法人の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。	2 前項の届出が適正に行われていない場合、委員会は本届出の受理を拒否することができる。 3 立候補者届出締切日までに候補者の届出が必要定数に達しなかったり、本法人の運営に支障をきたす恐れがある時は、理事会において理事及び監事(監事の選挙を行う年度に限る)を推薦することができる。 (立候補者名簿の作成) 第 8 条 委員会は、届出のあった立候補届出書に基づき、立候補者名簿を作成する。 (立候補の辞退) 第 9 条 立候補届出後に辞退する場合には、指定された期日までに、候補者本人が署名した立候補辞退届を、委員会に提出しなければならない。 (立候補者等の責務) 第 10 条 役員選挙に当たっては、<u>立候補者及び会員</u>は本法人の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。
第 3 章 委員会 (委員会の設置) 第 11 条 役員の選挙を公正かつ迅速に行うため、委員会を設置し、役員選出に関する諸業務を行う。 (選挙の事務及び管理) 第 12 条 役員選挙の事務及び管理は、委員会において、中立公正に執行する。 2 委員会は、<u>2 名の選挙管理委員</u>(以下「委員」とする。)を以て組織する。ただし、委員は立候補者又は推薦人を兼ねることができない。	第 3 章 委員会 (委員会の設置) 第 11 条 役員の選挙を公正かつ迅速に行うため、委員会を設置し、役員選出に関する諸業務を行う。 (選挙の事務及び管理) 第 12 条 役員選挙の事務及び管理は、委員会において、中立公正に執行する。 2 委員会は、<u>5 名の選挙管理委員</u>(以下「委員」とする。)を以て組織する。ただし、委員は立候補者又は推薦人を兼ねることができない。

3 委員の選出は、理事会が、正会員である機関会員の社員権行使担当者又は助産師教育関係者及び有識者の中から行い、委嘱する。 4 委員の互選により委員長を決める。委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。 5 委員の任期は、次期改選の時までの2年とする。 (委員会の業務) 第13条 委員会は、次の業務を執行する。 (1) 役員選挙の告知 (2) 役員立候補に関する届出の受付と審査 (3) 選挙・投票方法の決定 (4) 選挙結果の広報と年次総会での報告	3 委員の選出は、理事会が、正会員である機関会員の社員権行使担当者又は助産師教育関係者及び有識者の中から行い、委嘱する。 4 委員の互選により委員長を決める。委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。 5 委員の任期は、次期改選の時までの2年とする。 (委員会の業務) 第13条 委員会は、次の業務を執行する。 (1) 役員選挙の告知 (2) 役員立候補に関する届出の受付と審査 (3) 選挙・投票方法の決定 (4) 選挙結果の広報と年次総会での報告
第4章 役員の定数及び選出 (役員の定数) 第14条 定款第14条により、理事は5名以上10名以内、監事は2名以内を選出する。 <u>2 理事のうち2名を理事会推薦とし、監事を個人会員より選出するときは1名を限度とする。</u> (投票) 第15条 投票は、選挙期日期間内<u>の正会員による直接無記名式電子投票とする。</u>この場合、<u>連記無記名投票による数は選出する定数以内でなければならない。</u> (不在投票) 第16条 やむを得ない事由のため、選挙期間中に投票が<u>できない正会員</u>は、所定の手続きにより不在者投票を行うことができる。 (開票) 第17条 開票は、特別の場合を除き、委員会が定めた日時及び場所において行う。 2 開票管理人は、委員長を以てこれにあてる。 3 開票立会人は、委員会の定める委員 <u>1名以上を</u>	第4章 役員の定数及び選出 (役員の定数) 第14条 定款第14条により、理事は5名以上10名以内、監事は2名以内を選出する。 <u>(新設)</u> (投票) 第15条 投票は、選挙期日期間内に委員会へ投票用紙を送付する。この場合、<u>連記無記名投票により、投票用紙へ記載する数は選出する定数以内でなければならない。</u> (不在投票) 第16条 やむを得ない事由のため、選挙期間中に投票が<u>できない会員</u>は、所定の手続きにより不在者投票を行うことができる。 (開票) 第17条 開票は、特別の場合を除き、委員会が定めた日時及び場所において行う。 2 開票管理人は、委員長を以てこれにあてる。 3 開票立会人は、<u>委員会の定める委員 3名以上</u>

以てこれにあてる。 (無効投票) 第 18 条 次の投票はこれを無効とする。 (1) 委員会所定の投票用紙を用いないもの (2) 被選挙人以外の氏名を記載したもの (3) 被選挙人氏名の記載のないもの (4) 選出定数を超えて連記されているもの (5) ペンネームを記載したもの (6) 印書又は印刷によるもの (7) 指定の期日を越えて到着したもの (8) 記入の確認が困難なもの (当選者及び補欠) 第 19 条 開票の結果、選出投票数の多い者から定員の上限まで当選者とする。 2 候補者の数が定員以下のときは、無投票で立候補者全員を当選とする。 3 最下位に同数の得票者が数名おり、理事の定数を超えるときは、生年月日の早い者をもって当選者とする。 4 理事及び監事に欠員を生じた場合にそなえて、それぞれの次点者を補欠として選出する。 (選挙記録の保存) 第 20 条 委員会は、開票管理人及び開票立会人が署名した当該理事選挙に関する記録を作成し、証拠書類とともに 2 年間保存しなければならない。 (当選者及び補欠者) 第 21 条 第 19 条の当選者及び補欠者は定時社員総会において承認を受けることで、当選者は理事及び監事に選任され就任する。補欠者は理事又は監事の任期中に欠員を生じたときは、その任期まで理事又は監事に就任する。	を以てこれにあてる。 (無効投票) 第 18 条 次の投票はこれを無効とする。 (1) 委員会所定の投票用紙を用いないもの (2) 被選挙人以外の氏名を記載したもの (3) 被選挙人氏名の記載のないもの (4) 選出定数を超えて連記されているもの (5) ペンネームを記載したもの (6) 印書又は印刷によるもの (7) 指定の期日を越えて到着したもの (8) 記入の確認が困難なもの (当選者及び補欠) 第 19 条 開票の結果、選出投票数の多い者から定員の上限まで当選者とする。 2 候補者の数が定員以下のときは、無投票で立候補者全員を当選とする。 3 最下位に同数の得票者が数名おり、理事の定数を超えるときは、生年月日の早い者をもって当選者とする。 4 理事及び監事に欠員を生じた場合にそなえて、それぞれの次点者を補欠として選出する。 (選挙記録の保存) 第 20 条 委員会は、開票管理人及び開票立会人が署名した当該理事選挙に関する記録を作成し、証拠書類とともに 2 年間保存しなければならない。 (当選者及び補欠者) 第 21 条 第 19 条の当選者及び補欠者は定時社員総会において承認を受けることで、当選者は理事及び監事に選任され就任する。補欠者は理事又は監事の任期中に欠員を生じたときは、その任期まで理事又は監事に就任する。
第 5 章 雑則 (規程の変更及び改廃)	第 5 章 雑則 (規程の変更及び改廃)

第 22 条 本規程は、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければ、変更及び改廃できない。

附則

1 本規程は、平成 23 年 2 月 13 日より施行する。

2 本規程は、令和 2 年 6 月 13 日より施行する。

第 22 条 本規程は、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければ、変更及び改廃できない。

附則

1 本規程は、平成 23 年 2 月 13 日より施行する。

(新規)

公益社団法人全国助産師教育協議会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国助産師教育協議会（以下、本会という）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 本会は、全国の助産師教育の向上と発展を図り、これにより女性・母子とその家族及び社会に貢献することを目的とする。

(規律)

第4条 本会は、別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成に努めるものとする。

(公益目的事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 助産師教育の質の向上に関する事業
- (2) 助産師教育の環境整備に関する事業
- (3) 助産師教育関係者のための研修事業
- (4) 助産師教育の評価・認定に関する事業
- (5) 助産教育機関相互の協力と連携
- (6) 国内外の関連団体との協力と連携
- (7) 女性・母子とその家族の健康と福祉に貢献するための社会活動
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、全国において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第7条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 助産師養成課程を有し、本会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 個人会員 助産師資格を有し、本会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した団体
- (4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦され理事会で承認を得た者

(入会)

第8条 正会員、個人会員、または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 前項において「本人」とは、以下の者をいう。

(1) 申込者が、正会員としての入会を申し込んだ団体であるとき、当該団体が代表者として本会に届け出た者（以下、「機関代表者」という）

(2) 申込者が、個人会員としての入会を申し込んだ個人であるとき 当該個人

(3) 申込者が、賛助会員としての入会を申し込んだ団体であるとき 当該団体が代表者として本会に届け出た者

（会費）

第9条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 個人会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

4 会費の金額については、社員総会の議決により会員規程に定める。

（会員の資格喪失）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 個人である会員が死亡したとき、法人である会員が解散したとき、または団体である会員が消滅したとき。

(3) 2年以上会費を滞納した後、本会から督促があっても1か月間滞納金額の納付がないとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総正会員の同意があったとき。

（退会）

第11条 正会員、個人会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員本人に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、その会員が議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員本人に対し、通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

（種類及び定数）

第14条 本会に、次の役員を置く。

- 理事 5名以上10名以内
監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長とする。

(選任等)

- 第15条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。
- 2 会長、副会長は、理事の中から理事会において選定する。
- 3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「公益認定法施行令」という。）第4条で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益認定法施行令第5条で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記申請しなければならない。
- 7 理事及び監事の選任候補者は、別に定める役員選挙管理規程によって選出する。

(理事の職務・権限)

- 第16条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。
- 2 会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、会長が本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とし、副会長は会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 理事は、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とし、会長及び副会長を補佐し、理事会で定める分担に従って、本会の業務を執行する。また、会長若しくは副会長に事故があるとき、又は会長若しくは副会長が欠けたときは、理事会において、会長又は副会長を選定する。

(監事の職務・権限)

- 第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をする必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反するおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して3期までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して2期までとする。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

4 補欠により選任された監事の任期は前任者の残任期間とする。

5 役員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第19条 役員を、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第21条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(名誉会長、顧問及び幹事)

第22条 本会に、任意の機関として名誉会長及び若干名の顧問、幹事を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び幹事は、会員又は会員である団体の構成員の中から、理事会において選任する。

3 名誉会長、顧問及び幹事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問及び幹事の職務)

第23条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、本会に対し意見を述べることができる。

2 幹事は、理事の通常業務を補佐する。

第4章 社員総会

(種類)

第24条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第25条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1団体につき2個とする。

3 正会員は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。

(権限)

第26条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款で定める事項を議決する。社員総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 定款の変更

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 会費の金額

(5) 会員の除名

(6) 解散

(7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(8) 理事会において社員総会に付議した事項

(9) 本会運営上の重要事項として理事会において社員総会に付議した事項

(10) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会において第28条第4項の書面に記載した目的以外の事項は、議決することができない。ただし、一般社団・財団法人法第55条第1項若しくは第2項に規定する者の選任については、この限りではない。

(開催)

第27条 定時社員総会は理事会の決議に基づき会長が招集し、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第28条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、この限りではない。

3 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の機関代表者の中から選出する。

(定足数)

第30条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第31条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(議事録)

第32条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) その他法令で定める事項

(社員総会規則)

第33条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長の選定及び解職
- (6) 会員の入会の可否
- (7) その他法令に定めのある事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(種類、開催及び会長の報告義務)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第17条第1項第5号の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- (5) 会長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第39条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第42条 本会の財産の管理・運用は、会長又は財務担当執行理事が行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定及び剰余金の処分制限）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「公益認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

2 本会は社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

3 社員に剰余金を分配する社員総会の決議は無効とする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第46条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

（合併等）

第47条 本会は、あらかじめ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）公益認定法第24条第1項に規定する届出をし、又は公益認定法第25条に規定する認可を受けた上で、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

（解散）

第48条 本会は、一般社団・財団法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の議決により本会と類似の事業を目的とする、公益認定法第5条第17号に掲げる法人（以下「公益法人等」という）又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により本会と類似の事業を目的とする他の公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第51条 本会の事業を推進するために必要のあるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、運営規定を理事会の議決により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所には、常に次に掲げる一般の閲覧に供する帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

(12) 官公署往復書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第56条 本会の公告は、電子公告により行う。

第11章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

- 1 平成22年2月12日一部変更
- 2 平成23年2月13日一部変更
- 3 平成27年6月5日一部変更
- 4 令和2年2月28日一部変更